

株式会社〇〇〇 定款

平成22年12月16日 作成

平成 年 月 日 公証人認証

平成 年 月 日 会社設立

株式会社〇〇〇 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社〇〇〇と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ●●の製造販売
2. 前号に附帯又は関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県海老名市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は株主総会及び取締役を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人などに対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して提

出しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第11条 当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを会社に提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者、又はそれらの法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により住所、氏名または名称、及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の株主総会は定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役を置き、取締役の互選によって定める。

2 取締役が1名の場合には、取締役を社長とする。

3 代表取締役が1名の場合には、代表取締役を社長とする。

4 代表取締役が2名以上いる場合には、代表取締役の互選により社長1名を定める。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第26条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は当会社成立の日から平成23年12月31日までとする。

(発起人の氏名、住所及び設立時発行株式に関する事項)

第29条 当会社の発起人の氏名、住所及び設立に際して割り当てを受ける株式の数並びに引換えに払い込む金銭の額は次の通りとする。

神奈川県海老名市〇〇町〇番

〇〇△△

普通株式100株 金100万円

(定款に定めがない事項)

第30条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社〇〇〇設立に際し、発起人 〇〇△△の定款作成代理人である行政書士
佐野光男は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成22年12月16日

発起人 〇〇△△

上記発起人1名の定款作成代理人

神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇